

キューバにおける新しい経済モデルの模索

西尾 幸治

はじめに

2015年7月20日、米国とキューバ両政府は1961年から50年以上続いてきた断交状態に終止符を打ち、国交を回復させた。とはいえ、キューバ側が求める米国による経済封鎖の全面的解除、米国側が求めるキューバ国内の人権状況の改善など、両国間には解決すべき課題が山積している。その一方でキューバ政府は対外環境の改善を図ることで海外投資を呼び込み、現在進行しているキューバ流の「構造改革」（経済モデルの刷新）に勢いを与えようとしている。

キューバと同じく社会主義の旗を掲げる中国・ベトナムなどの国々は、すでに「改革開放」という形で市場化、外資導入や国営企業の民営化に踏み切り、これまでにない経済成長を実現させてきた。両者ともに「社会主義市場経済」（中国）、「社会主義志向の市場経済」（ベトナム）と自己規定しているが、研究者の多くはこれらを「資本主義への移行」と認識している⁽¹⁾。

キューバ政府が進める「経済モデルの刷新」にはそうした国々とは異なるキューバ独自の内容があるのだろうか。その点を探るのが本稿の目的である。合わせて、改革により今後どのような課題が生じる可能性があるのかも考えてみたい。

I. 「経済モデルの刷新」とは

キューバ政府が「経済モデルの刷新」と呼ぶ経済改革の具体的な方向性は、2011年4月の第6回共産党大会で採択された『党と革命の経済・社会政策の指針』（以下、『指針』）に示されている。まず社会主義の定義についてであるが、『指針』では「すべての市民に対する権利と機会の平等であって、結果の平等主義ではない」と述べている。この文章は、改革の進展に伴い生じる経済的な格差を一定程度容認（ないし正当化）するものと解釈できる。以下、いくつかそのポイントを挙げてみる。

- 社会主義の継続と不可逆性の保障。
- 市場に対する計画の優越: 計画の際には市場が考慮される。
- 引き続き社会主義国営企業が国の経済の基本形態ではあるが、非国営部門として「法が

規定する外国投資（合弁企業、国際的な提携契約等）、協同組合、小規模農業、用益農業、賃賃農業、自営業その他の形態」を推進する。一体となって経済効率の向上を図る。

「キューバの社会主義社会では誰一人として保護されない者はいない」という原則の下に普遍的な社会政策（無償教育・医療制度など）の「革命の成果」は今後も守られていくことが強調されている⁽²⁾。

『指針』に示されている内容を筆者なりにまとめてみる。改革の目的は、非国営部門の比重を増やすことで、限定的ではあるが市場間競争を促して経済効率を高めること、働く人々の経済的インセンティブを強めることにより生活水準の向上を図ることである。非国営部門の比重を増やすことは、同時に国家の財政上の負担を軽減し、前述した「革命の成果」の維持につながると『指針』は考えている。

資本主義経済の発展が生み出す矛盾（経済格差・富の分極化）の解決を目指してきた「社会主義経済」は、中央集権的な計画経済と国有を基本とする公有制を特徴としてきた。キューバの制度も変遷はあるにせよソ連の制度を基にしており、その例外ではない。ソ連・東欧「社会主義圏」の崩壊によって急激に経済状況が悪化したことは事実であるが、経済効率の悪さは、それ以前から指摘されていた問題ではあった。したがって、経済の効率性を高めながら持続的な経済成長を実現し、国民の生活水準向上を目的とした改革に取り組まざるを得ない状況下にキューバ政府もある。

ただし、ソ連・東欧諸国など基本的に政治体制そのものが移行してしまった国々とは異なり、キューバ政府は、中国・ベトナムと同様、「社会主義の継続」を堅持しながら改革を進めていく立場を取っている。では『指針』には、中国やベトナムが進めてきた市場化・民営化を基軸とした改革とは異なる方向性、異なる何かがあるのだろうか。

II. 『指針』の方向性: 協同組合のポテンシャル

まず、『指針』の方向性を考える上で前提となる理論的枠組みを整理してみる。ここでは、社会主義から資本主義への体制移行を研究している中兼和津次の議論を紹介する⁽³⁾。所有制度と分配メカニズムの組み合わせでいうと、資本主義体制は私有制と市場、社会主義体制は公有制と計画の組み合わせが「より親和的」（整合性と補完性がある）と中兼は述べている。この見解に基づくと、ある経済体制が資本主義か社会主義かを判断するには、所有制度の公有制or私有制、分配メカニズムの計画or市場の組み合わせがどうになっているのかがポイントになる。中国の場合は、計画から市場への移行が先にあり、それから時期的に遅れて民営化という過程を漸進的に経てきた。

注意すべきことは、市場化と私有制は同義ではないという点である。中兼は、「…私有制度がなくとも、たとえば使用権を売買することによって、事実上市場は成立する」と説明している。

市場化を計る指標として中兼は、価格の自由化（ないしは統制価格の割合）、財サービスに対する統制廃止の程度、市場取引数量の増大、価格の均衡化などを挙げている。

一方、中兼は、「企業の所有権（資本）の一部、または全てが公的主体から私的主体へ移転す

ることを民営化」と呼んでいる。似た概念として「脱国有化」があるが、これは「国が持っている所有権の地方行政組織への移転や、あるいは所有権は国が保持し使用権を民間に委ねるような所有と使用との分離をも含む」ことから、民営化より範囲の広い概念と規定している。

中兼の論を踏まえて『指針』の検討に入る。まず市場化を計る指標である価格政策についてである。『指針』では、「統制が必要な経済的社会的生産物とサービスの価格決定は今後とも集権的に行われるが、その他は分権化される」。「過剰な補助と不適切な無償供与は段階的に廃止」し、「非効率性を排除したコストをベースに小売価格が決定される」と書かれている。政府が必要と判断する部分について価格統制を残すとしながらも、基本的には価格の自由化を進めようとしていることがわかる。市場化に関しては、中国・ベトナムとの特徴的な違いはないとって間違いないだろう。

次に民営化・脱国有化についてである。『指針』には、今後とも「基本的な生産手段に対するすべての国民の社会主義的所有」を優先するとあり、前述のように「社会主義国营企業」が基本的な運営モデルである。民営化・脱国有化に関連する企業形態として名前が挙がっているのは「外国投資」、「自営業」、「協同組合」である。

現在キューバ政府が具体的に推進している政策を見ると、それは中兼が定義した「脱国有化」に該当する。例えば農業部門において2008年から始まっている遊休国有農地の使用権貸与（個人または法人に貸与）にしても、2010年以降進めている小規模の国营サービス企業への請負制導入にしても、基本的な生産手段の所有権は国有のままだからである。請負制とは「国の所有を維持しつつ、設備、生産手段を従業員に貸し与え、従業員はその賃料を払い、独立採算で自営業として経営する制度」⁽⁴⁾であり、協同組合もその担い手の一部である。個々の自営業者が協同組合を結成することも可能である。

キューバ政府が脱国有化を進める主な目的は、企業形態の変更を通じて企業の経営効率を高めることにあると言えるが、その受け皿として優先的に強化しようと考えているのは「協同組合」である。そのことは、『指針』の中で「協同組合」を「集団的所有の社会主義的形態」「社会的所有」と積極的に規定して、様々な部門で創設していく方針を掲げていることからもうかがえる。

無論これまでキューバに「協同組合」がなかったわけではない。1959年の革命以降、その初期を除いて協同組合の創設は農牧畜漁業が主であった。それが2012年の法改正で、試験的な形ではあるがこれら以外の分野での協同組合の創設が可能となった。これはキューバの協同組合における大きな変化である。

政府は協同組合を国营企業と並べて、キューバ経済の社会主義的な生産単位（組織）として位置づけているのであるが、他の企業形態（とくに私企業）と比べてどの点に協同組合の優位性を見出せるのか、もう少し詳しく見ておきたい。キューバの研究者であるPiñeiro Harnecker（以下Piñeiro）は、協同組合を「社会主義企業」と規定し、その根拠を「民主的経営」「参加型経営」に置いている⁽⁵⁾。それによって、組合内で生じるすべての事柄を自分たちが管理していると組合員が感じることができ、やる気を引き出す源泉になると述べる。その上で、協同組合は次の二つの側面で社会に寄与できるという。一つは生産性や生産する財やサービスの質の向上に対する寄与であり、もう一つは、連帯や平等・公正性といった価値の実現に対する寄与である。

要するに、「経済モデルの刷新」のポイントである「効率性」と、社会主義の理念である「平等性」のバランスを保った経済発展に適した企業形態が協同組合であると見ている。

では、なぜ協同組合は今までキューバで積極的に評価されてこなかったのか。その理由の一つとして、Piñeroは「社会主義の国家主義的見解」(Visión estatista del socialismo)⁶⁾の強さを指摘する。それは、国家の代理人が経営する企業(国営企業)のみが社会主義建設を可能にするという考え方である。この見解に基づけば、協同組合は「集团的利益」(共益)を求める組織であり、各地域を含めた社会全体の利益(公益)に結びつけるには国家の直接的介入が必要となる。これに関しPiñeroは、協同組合に対して社会的利益を実現するように誘導するための措置を設定することが可能と主張する。第一は、地方政府との連携の推進である。協同組合は連携活動を通じて当該地方の発展目標に貢献する活動を行う。第二は、協同組合が活動する分野とそうでない分野を国家が決めることである。例えば、戦略的な性格を持つ財やサービス(エネルギー、通信、教育、医療など)に関連する部門では、大規模投資などが必要とされるため協同組合は除外する。第三は、設備などの賃貸契約を介して協同組合を管理する措置である。国営企業の業務の一部を委託するなど、様々な契約条件を通じて協同組合の活動を国家が調整する。

一方で、協同組合の特徴である民主的経営(一人一票、組合員総会による意思決定など)については、民主主義的な価値・態度・能力(組合員同士の権利と義務の公平性、責任感、連帯感、異なる意見に対する寛容さ、コンセンサス形成力)の育成を必要とする複雑なプロセスであり、キューバではそれらが十分発展していないことをPiñeroは認めている。

Piñeroは総じて、社会主義を目指すキューバにとって、私企業よりも協同組合を推進する方が経済格差によって社会の平等性を失うリスクが小さく、広範な社会的利益に結びつけやすい利点があると評価する。これは市場化とセットになった一般的な「民営化」論(国営企業の私企業化)ではなく、国営企業の一部を協同組合の経営に移す部分的な「協同組合化」論とでも言うべき主張である。しかも協同組合を「生産手段の所有形態」と区別して、あくまで「効果的な企業の経営モデル」として理解すべきことを強調している。この点については、「経営の民主主義」を実現するためには国家から協同組合への所有権の移行が必要ではないかという疑問を生じさせる。節を改めてこの問題について考えてみる。

Ⅲ. 「民主的経営」と所有権移行

前節末に記した疑問は、国家(機関)に対する協同組合の自立の問題と解釈することができる。計画と公有制が優越的なキューバのような経済システムの下では、各種経営体の経済活動の「自由」には、法律や規則とともに、計画に基づく国家機関との契約(例えば農業では生産物の種類・量・価格が細かく決められる)によってかなりの制約が課せられる。「経営の民主主義」を実行しようとする協同組合の側からすれば、国家機関(官僚制)の権限・力が強いために協同組合の自治が形骸化したり、それによって業績に悪影響を生み出しかねない点が懸念される。

ここでキューバにおける既存の農牧畜協同組合の経験を振り返ってみる。農牧畜協同組合の

タイプには歴史の変遷があるが、現在では以下の三つのタイプに分けられる。

①信用・サービス協同組合（Cooperativa de Crédito y Servicios: CCS. 1960年～）：組合員は自らの土地の所有権を保持したまま活動する。組合は組合員への原材料・生産上のサービス・融資の提供、共同販売などを組織する。

②農牧畜生産協同組合（Cooperativa de Producción Agropecuaria: CPA. 1975年～）：協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）の一種。組合員は自分の土地を組合に売却し、所有権は協同組合所有（集団的所有）に移行する。

③協同組合生産基礎組織（Unidad Básica de Producción Cooperativa: UBPC. 1993年～）：ソ連崩壊後の経済危機を契機に国营農場を分割する形で作られた、国营企業と協同組合の混合的な性格を持つ生産組織。組合員は共同で働くが、土地の所有権は国有のまま集団的使用権（無期限）のみを持つ。国家から購入した集団的な生産手段を使用する（UBPCが正確な意味で協同組合と言えるかについてはキューバ国内でも議論がある）。

農業経済が専門のNova González（以下Nova）は国立統計局の2009年の統計に基づきこの三タイプを比較分析している⁽⁷⁾。これによれば、経済的にも生産面でも平均して好実績を上げているのは「CCSと独立自営農」のカテゴリー（統計上は一括されている）である。両者が区別されていないことからCCSのみを抽出することができないという問題点があるが、どちらも私的所有権を保持している経営主体である。協同組合の三つのタイプに限定した比較では、CCSが平均的に最もうまく経営を維持していることになる。

その理由についてNovaは、CCSがCPAやUBPCよりも経営上かなり広範な権限を保持している点に加えて、所有者という自覚が実際に組合員に存在する点を重視し、これが業務の遂行と持続にとってプラスに働いていると述べる。生産サイクル（生産・分配・交換・消費）に沿った「所有権の実現」という観点から、個人または集団が各局面に応じた意思決定を下せるかどうかが重要であると結論づけている。

だがNovaの分析結果に関してPiñeiroは、CPAとUBPCはCCSにはない役割を担っている面があり（例えば、生産物を低価格で国家に販売する、地域での発電・水の汲み上げ・学校食堂への供給といった社会事業を担う）、その貢献も考慮すべきと述べている⁽⁸⁾。CCSの結果が良いのはこうした役割を負担していないことも影響していることになる。

これらの分析から、協同組合が期待し得る結果を実現し続けられるかどうかは、国家が協同組合の「経営の自治・自立」をどの程度認めるのかという問題と密接に関係していることがわかる。Piñeiroが所有と経営を分けて考察したのとは異なり、「経営の民主主義」を実質的に保障するためには、賃貸契約による請負制に留まるのではなく、所有権の移行（国有から協同組合所有などへ）にまでキューバ政府が踏み込んでいくのが今後の重要なポイントになると判断できる。ここでいう所有権とは、それを保有する経済主体が実際に経営上の意思決定権を有するものでなければならない。そのためには、組合員育成のための教育制度などの整備も必要とされる。

もっとも、企業形態の違い（所有形態の違いを含む）だけで業績の良し悪しを判断することはできない。市場化も含めたマクロな経済条件が企業の業績に大きな影響を与えることは容易

に想像できるからである。

ここまでの検討をまとめると、『指針』が示す改革がキューバ独自の内容を持つかについては、市場化、脱国有化とも中国やベトナムと比べて大きな違いがあるとは言えない。脱国有化の主体として「協同組合」を強調している点の特徴とも言えるが、今後の課題として、所有権の移行を伴わなければ政府が望む効果は得られないのではないかというのが筆者の暫定的結論である。

暫定的というのは、前述の比較では協同組合所有のCPAよりも私的所有を保持したCCSの方が良い結果を示しているのだから、協同組合所有に移行しても効果は薄いのではないかという見方も成り立つからである。またキューバ政府が所有権を国有にしたまま協同組合の拡大を推奨しているのは社会主義の看板をはずさないための「時間稼ぎ」ではという見方もできる。

これらの見方を踏まえるならば、一定共通した競争条件の下で企業形態の違い（所有形態の違いを含む）による業績の比較分析を行う必要がある。今後キューバ政府が協同組合に留まらず、一定規模の私企業の拡大をどこまで認めるようになるかは未確定の部分もあるが、協同組合の実績いかんによって私企業が拡大する可能性は否定できないであろう。

おわりに

最後に、協同組合が体現すべき民主的経営と経済効率の関係について触れておく。一般的に協同組合は、意思決定に時間を要するなどの理由を根拠に、効率重視の競争的市場システム下では劣ると見られている。

協同組合における民主的経営の実現と経営効率の実現の間に生じるトレードオフを取り上げ、両方をできるだけ実現するためにはどのような制度が必要かを研究している津田は、イタリア、スペインなどの成功例の他に、「失敗例」としてユーゴスラヴィアを分析している⁽⁹⁾。ユーゴスラヴィアの経験は、共産党一党支配、労働者自主管理企業、市場化などの点でキューバに近い事例と言える。しかしユーゴスラヴィアでは、生産手段の所有権が国有・私有でもない「社会的所有」という「曖昧な所有形態」であり、それが自主管理企業の運営に「負の効果」をもたらしたという別の指摘もある⁽¹⁰⁾。そうだとすると、仮に所有権の移行が行われた場合でもキューバが同じように失敗するかについては疑問が残る。他の旧「社会主義国」の経験も検討した上でこの問題を再考する必要があるが、別の機会に譲りたいと思う。

〈註〉

- (1) 以下の先行研究がある。①中兼和津次、2010、『体制移行の政治経済学』、②徐涛、2014、『中国の資本主義をどうみるのか』、③ド・マン・ホーン、2015、「ベトナムの経済発展—国家資本主義からクローニー資本主義へ」。
- (2) 詳細は、キューバ共産党、2012、「補論 キューバ 党と革命の経済・社会政策指針の概要」、239-261ページ。
- (3) 中兼和津次、2010、『体制移行の政治経済学』、名古屋大学出版会、86-87ページ、133-134

ページ、170ページ、183ページ。

- (4) 新藤通弘、2015、「キューバ経済改革の行方」下、『しんぶん赤旗』、2015年6月23日。
- (5) ここの記述は、Piñero Harnecker, Camila. 2012. “Las cooperativas en el nuevo modelo económico”, pp.75-96に依る。
- (6) *Ibid.*, p.83.
- (7) ここの記述は、Nova González, Armando. 2011. “Las cooperativas agropecuarias en Cuba: 1959-presente”, pp.321-336に依る。
- (8) Piñero Harnecker, *op. cit.*, p.82.
- (9) 詳細は、津田直則、2012、『社会変革の協同組合と連帯システム』、晃洋書房。
- (10) 徳永彰作、1995、『モザイク国家ユーゴスラヴィアの悲劇』、筑摩書房、118-119ページ、136-137ページ。

〈参考文献〉

1. 日本語文献

- キューバ共産党、2012、「補論 キューバ 党と革命の経済・社会政策指針の概要」、狐崎知己・山岡加奈子（訳）、山岡加奈子編、『岐路に立つキューバ』、アジア経済研究所叢書8、岩波書店、239-261ページ。
- 新藤通弘、2015、「キューバ経済改革の行方」下、『しんぶん赤旗』、2015年6月23日。
- 徐涛、2014、『中国の資本主義をどうみるのか』、日本経済評論社。
- 津田直則、2012、『社会変革の協同組合と連帯システム』、晃洋書房。
- 徳永彰作、1995、『モザイク国家ユーゴスラヴィアの悲劇』、筑摩書房。
- ド・マン・ホーン、2015、「ベトナムの経済発展—国家資本主義からクローニー資本主義へ」、経済理論学会編、『季刊経済理論』第52巻2号、桜井書店。
- 中兼和津次、2010、『体制移行の政治経済学』、名古屋大学出版会。

2. 外国語文献

- Nova González, Armando. 2011. “Las cooperativas agropecuarias en Cuba: 1959-presente”, en Piñero Harnecker, Camila (comp.), *Cooperativas y socialismo: una mirada desde Cuba*, La Habana, Editorial Caminos, 2011, pp.321-336.
- Piñero Harnecker, Camila. 2012. “Las cooperativas en el nuevo modelo económico”, en Pavel Vidal, Alejandro y Omar Everleny Pérez Villanueva (comp.), *Miradas a la economía cubana. El proceso de actualización*, La Habana, Editorial Caminos, 2012, pp.75-96.

(にしお こうじ 本講座受講生)

